

会 費 規 程

一般社団法人日本ねじ工業協会
平成 25 年 4 月 1 日施行
平成 27 年 4 月 1 日改正
平成 28 年 4 月 1 日改正

- 第 1 条 会員の月額会費の会費算定基礎となる従業員数は、雇用保険対象従業員とし、売上高(年商)は、対象品目（ヘッダー、 ナットフォーマー、ねじ製造機械等にて生産される全ての製品）の売上高とする。
- 第 2 条 会費金額の見直しは、原則 2 年ごとに行い、当該年度の 2 月末日までに従業員数及び売上高を申告し、次年度からの会費金額に反映できるものとする。
ただし、会費金額が現会費より増減する場合は、その増減幅を 30%以内とする。
その際、千円単位は四捨五入とする。
なお、従業員数及び売上高の申告がない場合は、次年度の会費金額は前年度と同額とする。
- 第 3 条 会費規程の月額会費等は別表により、その見直しは 3 年ごとに行うことができる。
- 第 4 条 正会員の国内子会社は、子会社会員として扱うことができる。
その場合の権利・義務は正会員と同等とする。
- 第 5 条 賛助会員の会費は、販売エリアに関係なく従業員数に応じた会費とする。
- 第 6 条 会費は年会費とし、月額会費の 12 ヶ月分の金額とする。
- 第 7 条 毎年度 4 月 1 日現在在籍する会員は、4 月から翌年 3 月までの 1 年間分の年会費を支払う。
- 第 8 条 年会費は一括一回払いの他、分割納入することができる。
分割例：①2 回均等払い(上期、下期) ②4 回均等払い(四半期毎)
- 第 9 条 会員は、年度途中で退会する場合であっても、当該年度の年会費全額の納入義務を負う。
- 第 10 条 年度途中に入会した会員は、入会月から年度末までの月数に月額会費を乗じた金額を年会費とする。
- 第 11 条 入会金は、すべての会員とも該当する月額会費の 2 ヶ月分の金額とする。
ただし、以前会員であったものが再入会する場合は入会金を免除する。
- 第 12 条 会員の月額会費金額は、下記方法により算出する。
(1)正会員会費（※ただし法人を構成員とする団体の会員を除く）
会員企業の従業員数に合致する表 1-1 のランクに該当する月額会費金額と表 1-2 の売上高に該当する月額会費金額にそれぞれ 50%を乗じた金額の合計金額とする。
(千円単位四捨五入)

◇正会員月額会費算出基礎表（※ただし法人を構成員とする団体の会員を除く）

表 1-1 従業員別会費ランク表

ランク	従業員(社)数	月額会費 (円)
A	20 人未満	10,000
B	20～ 49 人	15,000
C	50～ 99 人	30,000
D	100～199 人	50,000
E	200～299 人	80,000
F	300 人以上	100,000

表 1-2 売上高別会費ランク表

ランク	売上高	月額会費 (円)
A	10 億円未満	10,000
B	10～30 億円未満	15,000
C	30～50 億円未満	30,000
D	50～100 億円未満	50,000
E	100～200 億円未満	80,000
F	200 億円以上	100,000

(2)子会社会員

待遇は正会員と同等とするが、月額会費は表 2 の金額とする。

表 2 子会社会員月額会費表

種 別	月額会費金額 (円)
子会社	5,000

(3)法人を構成員とする団体の会員

月額会費は、その団体の有する組合員数に該当する月額会費金額とする。

表 3 法人を構成員とする団体の会員の月額会費表

種 別	組合員数	月額会費金額 (円)
法人を構成員とする団体の会員	30 社以下	10,000
	31～99 社	20,000
	100 社以上	30,000

(4)賛助会員会費

表 4 に記載の従業員数に該当する金額を月額会費とする。

表 4 賛助会員月額会費表

種 別	従業員(社)数	月額会費 (円)
賛助会員	30 人以下	10,000
	31 人～99 人	20,000
	100 人以上	30,000